

種苗法と商標法の関係

1. 種苗法による品種登録と、商標法による商標登録との関係

- ・種苗法：果物等の新品種を登録すると、独占的販売権が25年（樹木の場合は30年）認められます。ただし品種改良された果物等には権利が及びません。
- ・商標法：商品等の名称である商標を登録すると、更新することで半永久的に独占権が認められます。複数の品種を含むぶどう等を指定して商標権を得ることができます。ただし、種苗法による品種登録を受けた品種の名称と同じ又は類似する名称については、商標登録することができません（商標法第4条第1項第14号）。

2. 品種名による分かれ道

- ・「シャインマスカット」は、品種名「シャインマスカット」で種苗法による登録を受けました。そのため、権利者（育成権者）は「シャインマスカット」を商標登録することができませんでした。その結果、品種改良されたブドウに「シャインマスカット」の名称を使用することを禁止できません。
- ・一方、「あまおう」は、品種名「福岡S6号」で種苗法による登録を受けました。そのため、権利者（育成権者）は「あまおう」を商標登録することができました。その結果、品種に限定されず、苺に「あまおう」の名称を他人が使用することを禁止できます。
- ・このように、種苗法の登録品種名によって、結果が大きく変わってしまう場合があります。

3. まとめ

- ・弊所では、品種登録出願・商標登録出願に関するご相談に対してアドバイスを提案しています。

<p>植物種：Vitis L.（ブドウ属） 品種名「シャインマスカット」 （品種登録第13891号）</p> 	<p>植物種：Fragaria L.（イチゴ属） 品種名「福岡S6号」 （品種登録第12572号）</p> 
--	---